

ヤングケアラーの早期発見のための アセスメントについて

(参考：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握
に関するガイドライン」(案))

令和2年11月

子育て支援課

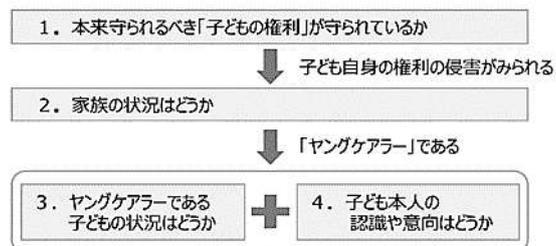
1 アセスメントの視点

- 「子ども自身の権利が侵害されていないか」「どのような権利が侵害されているか」を確認し、そのうえで、その権利侵害の理由が「ヤングケアラー」であるかを確認していきます。
- ヤングケアラーへの支援は、「子ども自身と問題やニーズ(必要としていること)を共有し、どうしていくかを一緒に考え、解決していく」ものであり、そこが「命の確保が最優先」である被虐待児への対応と大きく異なる点です。そのため、家族の状況や家族の中での子どもの役割や様子だけでなく、「子ども自身がこの状況をどう思っているか」「どうしたいと思っているか」といった子どもの想いや希望もきちんと把握し、アセスメントの視点に位置付けることが重要です。

2 アセスメントの流れ

- アセスメントは、次の4つの視点で順に確認していきます。

【アセスメントの流れ】



(1) 本来守られるべき「子どもの権利」が守られているか

～子ども自身の権利が侵害されていないか～

- ◆ 守られるべき子どもの権利として、「健康に生きる権利」「教育を受ける権利」「子どもらしく過ごせる権利」が侵害されている可能性がないかを確認します。
- ◆ これらの項目は、ヤングケアラーの子どもにみられやすい特徴です。該当する項目がある場合には、「ヤングケアラー」という視点で改めて子どもや家庭の状況を確認してください。なお、「★」が付いている項目はヤングケアラーである可能性が高い特徴です。
- ◆ なお、項目の中に「多く」「よく」などの表現を使用していますが、その頻度が「支援を必要とする状態か」は、子どもの状況により異なります。まずはそのような子どもの様子があるかを確認した上で、その頻度や状況等を踏まえ、支援の必要性を判断することが必要です。

(2) 家族の状況はどうか

～権利を侵害されている可能性のある子どもは「ヤングケアラー」か～

- ◆ ①において、子ども自身の権利の侵害が見られる場合には、「家族の構成（同居している家族）」「サポートが必要な家族の有無とその状況」、そして「子どもが行っている家族等へのサポートの内容」の3点について確認し、ヤングケアラ

一かどうかを判断します。

- ◆ また、入浴介助や排せつの介助、ケアを必要とする人の体を持ち上げるなどの身体的介護、ケアの相手の生命にかかわるケアや感情面のサポートなどは子どもにとって身体的・精神的な負担が大きく、子どもが行うには「不適切なケア」と考えられ、支援の緊急度は高いと考えられます。そのため、子どもが行っているサポートの内容については、具体的な状況を確認する必要があります。
- ◆ なお、サポートが必要な家族が「特にいない」、子どもが行っている家族等へのサポートの内容が「特にしていない」という場合には、「ヤングケアラー」とはいえません。しかし、「ヤングケアラー」ではないというだけで、子どもの権利侵害がみられる場合には、その要因を確認し、必要な支援につなげることが必要です。

(3) ヤングケアラーである子どもの状況はどうか

～子どもがサポートしている相手や時間はどうか

- ◆ 「ヤングケアラーである」ことが確認された場合には、どのような支援が必要かを検討するために、「子どもがサポートしている相手」と「子ども自身がサポートに費やしている時間」を確認します。子どもが自身の能力で対応できる、責任のそれほど重くないサポートを行っている場合でも、サポートをするのに費やす時間の長さによっては子どもの生活が制限される「過度なケア」となっていることがあります。
- ◆ また、公的サービスの利用が必要か、どの程度必要かなどを検討するために、家庭内において「家事や家族の世話」を担える人がいるか、担う内容を増やせる余地があるかを確認します。

(4) 子ども本人の認識や意向はどうか

～子ども自身がどう感じているか、どうしたいと思っているか～

- ◆ ヤングケアラーへの支援においては、子どもにとってどのような状況が望ましいのかについて、子どもと一緒に考え、子ども自身の理解・納得を得ながら支援につなげていくことが重要です。
- ◆ 子ども自身がヤングケアラーであることを認識していない、子ども自身が家族のケアにやりがいを感じている、などのケースもあります。そこで、客観的な立場から子どもの様子・状況を確認した上で、「子ども自身が『ヤングケアラー』であることを認識しているか」、「子ども本人がどうしたいと思っているか（想い・希望）」といった、子ども自身が今の状況をどう思っているのか、どうしたいのか等を把握します。
- ◆ また、子どものメンタル面での状況を踏まえ、必要な支援が行えるよう「家族の状況やサポートしていることについて、誰かに話せているか」、「子ども本人が相談できる、理解してくれると思える相手がいるか」を確認してください。

3 アセスメントシートの使い方

(1) 既存のツールと併用して活用する

本アセスメントシートは、「子どもの状況を確認するためのアセスメントシート」という位置づけです。要対協でケース検討をする際は、状況に応じて、在宅支援アセスメント・プランニングシート等と併用してください。

(2) 「子どもへの支援の必要性」を確認するためのツール

- ◆ 虐待を受けているリスクが高く、一時保護等の必要性が高いケースにおいては、子どもの生命の安全確保が最優先となりますが、子どもへの支援を検討する上で、子ども自身の意見や状況を確認することは不可欠です。
- ◆ 要保護、要支援等に関係なく、すべての子どもについて、子どもに対する支援の必要性の確認が行われることが求められています。

(3) 必要に応じ、関係機関等から再度情報収集を行う

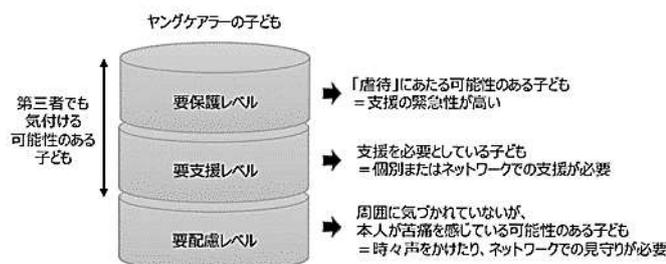
- ◆ 最初のケース会議の段階で、本アセスメントシートの項目すべてを確認することが難しいと推察されます。その場合には、学校を始めとして関係機関等から必要な情報を再収集の上再びアセスメントを行ってください。

4 アセスメントの結果に基づく支援の必要性の判断と支援方針の検討

- アセスメントの結果、子どもの権利侵害がみられる場合には、その状況を改善し子ども自身の権利を回復するための支援が必要となります。
- 子どものどのような権利が侵害されているか、それをどのような状況に変えていくかについて、子どもの置かれている状況や子どもの意向・希望を踏まえて一緒に考え、支援の方針を確認します。
- また、権利が侵害されていたことによる子ども自身への影響についても確認し、子どもに対する支援の必要性についても検討する必要があります。

【支援の必要性・緊急性の判断】

出典：厚生労働省「ヤングケアラーの早期発見・ニーズ把握に関するガイドライン」



- ヤングケアラーは、「本来大人が担うと想定されるような家事や家族の世話など

を日常的に行っている子ども」です。そのため、子どもが担っている家事や家族の世話を代わりにやってくれる大人やサービスにつなげ、子どもが不適切なケアを担うことを防止し、家事や家族の世話を行っている時間を減らすことが主な選択肢の1つになります。

- つまり、ヤングケアラーへの支援は、子どもの権利を回復するための支援ではありますが、「本来担うべき大人が担えていない」ことが課題であるため、家事援助サービスや訪問看護といった高齢福祉や障がい福祉などのサービスにつないでいくことが必要であり、児童福祉に限定されない多様な機関との連携が不可欠です。支援方法の確認や、具体的な支援計画の作成は、これらの機関を含めた体制で実施することが重要です。

5 それぞれの機関における流れ（例）

(1) 保育所等の場合

- ◆担任保育士が入所児童の様子などから、きょうだいヤングケアラーではないかと気付く。



- ◆主任保育士、所長（園長）に相談し、所内でアセスメントを実施した結果、ヤングケアラーの可能性はある。



- ◆所長又は主任より子ども・家庭相談コーナーに連絡する。

(2) 学校等の場合

- ◆担任、養護教諭等が、ヤングケアラーではないかと気付く。



- ◆状況に応じて、学校の虐待担当、教頭、SSW、区担当指導主事等等と協議し、校内でアセスメントを実施した結果、ヤングケアラーの可能性はある。



- ◆学校内で当該児童に関する学校の担当者を決め、担当者より子ども・家庭相談コーナーに連絡する。

(3) ケアマネジャー（介護関係）の場合

- ◆ケアマネジャーが、訪問等の際に、ヤングケアラーの可能性があり、アセスメントの結果支援が必要と思われる児童を発見する。



- ◆ケアマネジャーは、各区地域包括支援センターに、状況を連絡する。



- ◆地域包括支援センターは、情報収集の上、子ども・家庭相談コーナーに連絡する。

(4) 相談支援事業所（障害関係）の場合

- ◆支援員が、訪問等の際に、ヤングケアラーの可能性があり、アセスメントの結

果支援が必要と思われる児童を発見する。



◆支援員は、障害者基幹相談支援センターに、状況を連絡する。



◆障害者基幹相談支援センターは、情報収集の上、子ども・家庭相談コーナーに連絡する。

(5) その他関係機関

◆ヤングケアラーの可能性のある子どもを発見した場合は、子ども・家庭相談コーナーに、情報提供する。

※ 児童虐待が疑われる場合は、虐待としての対応を実施

6 子ども・家庭相談コーナーの対応

◆関係機関からヤングケアラーについての情報提供がある。



◆関係機関が実施したアセスメントを参考に、更に情報収集の上再アセスメントを実施する。



◆要保護（主にネグレクト、心理的虐待等）、要支援に該当する場合は、要対協に登録し、継続して支援する。

「ヤングケアラー」早期発見のためのアセスメントシート

児童氏名	生年月日	所属 (担当 電話)
① 健康に生きる権利 <input type="checkbox"/> ★病院に通院・受診できない、服薬できていない <input type="checkbox"/> ★精神的な不安定さがある <input type="checkbox"/> ★給食時に過食傾向がみられる (何度もおかわりする) (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 表情が乏しい <input type="checkbox"/> 家族に関する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 将来に対する不安や悩みを口にしている <input type="checkbox"/> 極端に痩せている、痩せてきた <input type="checkbox"/> 極端に太っている、太ってきた <input type="checkbox"/> 生活リズムが整っていない <input type="checkbox"/> 身だしなみが整っていない (季節に合わない) <input type="checkbox"/> 予防接種を受けていない <input type="checkbox"/> 虫歯が多い		① 家族構成 (同居している家族) <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 きょうだい () 人 その他 ()
1 本来守られるべき子どもの権利が守られているか	② 教育を受ける権利 <input type="checkbox"/> ★欠席が多い、不登校 <input type="checkbox"/> ★遅刻や早退が多い <input type="checkbox"/> ★保健室で過ごすことが多い <input type="checkbox"/> ★学校に在籍している時間に、学校以外で姿を見かける (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 授業中の集中力が欠けている、居眠りが多い <input type="checkbox"/> 学力が低下している <input type="checkbox"/> 宿題や持ち物の忘れ物が多い <input type="checkbox"/> 保護者の承諾が必要な提出物の遅れ、忘れが多い <input type="checkbox"/> 学校 (部活) に必要なものを用意してもらえない <input type="checkbox"/> お弁当を持ってこない、コンビニ等で買った昼食が多い <input type="checkbox"/> 部活に入っていない、休みが多い <input type="checkbox"/> 修学旅行や宿泊行事等を欠席する <input type="checkbox"/> 校納金が遅れる、未払い <input type="checkbox"/> クラスで一人であることが多い <input type="checkbox"/> 高校に在籍していない	② サポートが必要な家族の有無とその状況 特にいない <input type="checkbox"/> 高齢 <input type="checkbox"/> 幼いきょうだいが多い <input type="checkbox"/> 障害 <input type="checkbox"/> 親が多忙 <input type="checkbox"/> 疾病 <input type="checkbox"/> 経済的に苦しい <input type="checkbox"/> 精神疾患 (疑い) <input type="checkbox"/> 生活能力・養育力が低い <input type="checkbox"/> 日本語が不自由 <input type="checkbox"/> その他 ()
	③ 子どもらしく過ごせる権利 <input type="checkbox"/> ★幼稚園や保育園に通園していない <input type="checkbox"/> ★生活のために (家庭の事情により) 就職している <input type="checkbox"/> ★生活のためにアルバイトをしている <input type="checkbox"/> ★家族の介助をしている姿を見かける <input type="checkbox"/> ★家族の付添をしている姿を見かける <input type="checkbox"/> ★幼いきょうだいの送迎をしている姿を見かける (その他の気になる点) <input type="checkbox"/> 子どもだけの姿をよく見かける <input type="checkbox"/> 年齢と比べて情緒的成熟度が高い <input type="checkbox"/> 友達と遊んでいる姿をあまり見かけない	③ 子どもが行っているサポートの内容 特にしていない <input type="checkbox"/> 身体的な介護 <input type="checkbox"/> 生活費の援助 <input type="checkbox"/> 情緒的な支援 <input type="checkbox"/> 通院や外出時の同行 <input type="checkbox"/> きょうだいの世話 <input type="checkbox"/> 金銭管理や事務手続き <input type="checkbox"/> 家事 <input type="checkbox"/> 服薬管理・投与 <input type="checkbox"/> 通訳 (日本語・手話) <input type="checkbox"/> その他 ()
	・ ・ ・ 子ども・家庭相談コーナー連絡の目安 ・ ・ ・ 2 ②サポートが必要な家族があり、2 ③子どもがサポートを行っている場合で、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2つ以上の権利に★がある。 例) 1 ①健康に生きる権利で1つ、1 ②教育を受ける権利で1つ ・ 上記には該当しないが、総合的に判断して支援が必要 例) 1 ①健康に生きる権利で★2つ、1 ②教育を受ける権利で★以外のチェックが複数 ・ 児童虐待が疑われる場合は、直ちに通告してください。 	3 ヤングケアラーの状況・サポートの実態 ① 子どもがサポートしている相手 <input type="checkbox"/> 母親 <input type="checkbox"/> 父親 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> きょうだい <input type="checkbox"/> 家族全体 その他 () ② 子どもがサポートに費やしている時間 平日: 1日 時間程度 休日: 1日 時間程度 ③ 家庭内に子ども本人以外にサポートする人がいるか <input type="checkbox"/> いる (誰:) <input type="checkbox"/> いない ① 子ども自身のヤングケアラーであることへの認識 <input type="checkbox"/> 認識有 <input type="checkbox"/> 認識無 ② 家族の状況やサポートをしていることについて、誰かに話せているか <input type="checkbox"/> 話せている (誰に:) <input type="checkbox"/> 話せていない ③ 子ども本人が相談できる、理解してくれていると思える相手がいるか <input type="checkbox"/> いる (誰:) <input type="checkbox"/> いない ④ 子ども本人の思い・希望
※ 該当箇所チェックを入れる		※ 厚生労働省「ヤングケアラー」の早期発見のためのアセスメントシートを参考に作成

※ 情緒的な支援とは、精神疾患や依存症などの家族の感情的なサポートの他、自殺企図などの話を聞かされるなど、子どもにとって過大な負担になることなどを含む